

郡山市医療法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

郡山市長 椎 根 健 雄

郡山市規則第31号

郡山市医療法施行細則の一部を改正する規則

郡山市医療法施行細則（平成9年郡山市規則第42号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(申請書等の様式)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる申請書等は、当該各号に定める様式によるものとする。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(9) <u>法第8条第1項の規定による届出書（診療所の場合に限る。）</u> 診療所開設届（第5号様式）</p> <p>(10) <u>法第8条第1項の規定による届出書（助産所の場合に限る。）</u> 助産所開設届（第6号様式）</p> <p>(11) <u>法第8条第2項の規定による届出書</u> <u>オンライン診療受診施設設置届（第6号様式の2）</u></p> <p>(12) (略)</p> <p>(13) <u>政令第4条第4項の規定に基づく届出書</u> <u>オンライン診療受診施設設置届出事項の変更届（第7号様式の2）</u></p> <p>(14) <u>法第8条の2第2項又は第9条第1項の規定による届出書（病院、診療所又は助産所の場合に限る。）</u> 病院・診療所・助産所休止・廃止（再開）届（第8号様式）</p> <p>(15) <u>法第8条の2第2項又は第9条第1項の規定による届出書（オンライン診療受診施設の場合に限る。）</u> <u>オンライン診療受診施設休止・廃止（再開）届（第8号様式の2）</u></p> <p>(16) <u>法第9条第2項の規定による届出書（病院、診療所又は助産所の場</u></p>	<p>(申請書等の様式)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる申請書等は、当該各号に定める様式によるものとする。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(9) <u>法第8条の規定による届出書（診療所の場合に限る。）</u> 診療所開設届（第5号様式）</p> <p>(10) <u>法第8条の規定による届出書（助産所の場合に限る。）</u> 助産所開設届（第6号様式）</p> <p>(11) (略)</p> <p>(12) <u>法第8条の2第2項又は第9条第1項の規定による届出書</u> 病院・診療所・助産所休止・廃止（再開）届（第8号様式）</p> <p>(13) <u>法第9条第2項の規定による届出書</u> <u>診療所・助産所開設者死亡（</u></p>

合に限る。) 病院・診療所・助産所開設者死亡（失踪）届（第9号様式）

(17) 法第9条第2項の規定による届出書（オンライン診療受診施設の場合に限る。) オンライン診療受診施設設置者死亡（失踪）届（第9号様式の2）

(18)～(33) (略)

失そう）届（第9号様式）

(14)～(29) (略)

第3号様式を次のように改める。

第3号様式（第2条関係）

年 月 日

郡山市保健所長

開設者 住 所

氏 名

（法人については、主たる事務所の所在地、名称並びに代表者の職及び氏名）

病院・診療所・助産所開設届

下記のとおり を開設したので届け出ます。

記

1 名称 (電話) — —

2 開設の場所

3 開設許可年月日及び許可指令番号

年 月 日 第 号

4 開設年月日 年 月 日

5 管理者

住 所		
氏 名		
管理者が現に他の病院、診療所又は助産所を管理しているとき	名 称	所 在 地

6 診療に従事する医師又は歯科医師

氏 名	担当診療科目	診 療 日	診 療 時 間 (勤務時間)	免 許	
				登録年月日	番 号

7 薬剤師又は助産師

職 種	氏 名	勤 務 日	勤 務 時 間	免 許	
				登録年月日	番 号

8 その他の従業者

看護師	准看護師	栄養士又は管理栄養士	診療放射線技師	診療エックス線技師	臨床検査技師	理学療法士	作業療法士	歯科技工士	歯科衛生士	看護補助者	調理員	事務員	その他	計
														人

9 助産所については、嘱託医師の住所氏名

住 所					
氏 名					
免 許	年	月	日登録	番 号	第 号

10 公的医療機関については、その診療報酬額

11 オンライン診療の実施の有無

有・無

添付書類

- (1) 管理者については、免許証の写し及び履歴書、医師、歯科医師及び助産師については、免許証の写し
- (2) 助産所の嘱託医師については、嘱託医師となる旨の承諾書及び免許証の写し

第5号様式を次のように改める。

第5号様式（第2条関係）

年 月 日

郡山市保健所長

開設者 住 所
氏 名

診 療 所 開 設 届

下記のとおり、診療所を開設したので届け出ます。

記

- 1 診療所の名称 (電話) — —
- 2 開設の場所
- 3 診療科目
- 4 開設年月日
年 月 日
- 5 他の医療機関の開設及び勤務状況

現に病院若しくは診療所を開設若しくは管理し、又は病院若しくは診療所に勤務しているとき	ふりがな 名 称	
	所 在 地	
本施設と同時に2以上の病院又は診療所を開設しようとするとき	ふりがな 名 称	
	所 在 地	

10 従業員定員

医 師	歯 科 医 師	薬 劑 師	看 護 師	准 看 護 師	栄 養 士 又 は 管 理 栄 養 士	診 療 放 射 線 技 師	診 療 エ ッ ク ス 線 技 師	臨 床 検 査 技 師	衛 生 検 査 技 師	理 学 療 法 士	作 業 療 法 士	歯 科 技 工 士	歯 科 衛 生 士	看 護 補 助 者	調 理 員	事 務 員	そ の 他	計

11 敷地の面積及び平面図

m²(敷地平面図は、別紙のとおり。)

12 建物の構造概要及び平面図(建物平面図は、別紙のとおり。)

構 造 概 要	面 積	構 造 概 要	面 積
	m ²		m ²
建築面積	m ²	建築面積	m ²
ビルディングの一部 を使用する場合	造	階建ての建物中	階 室 m ²

13 病室の構造概要(患者収容定員 室 床)

建 物 別	階 別	病室番号	収容定員	床面積	1人当たり 床面積	天井の 高さ
			人	m ²	m ²	m

14 廊下の幅

建 物 別	階 別	片側廊下	中 廊 下	建 物 別	階 別	片側廊下	中 廊 下

15 2階以上に病室を有する建物の階段数及び構造

建物別	階段数	通常階段					避難階段数	エレベーター数
		幅	踊り場	け上げ	踏面	手すりの有無		
	(階から階)	m	m	cm	cm			

16 診察室

診察室名	室面積	処置室兼用の場合その部分	診察室名	室面積	処置室兼用の場合その部分
	m2	m2		m2	m2

17 処置室(診察室兼用の場合を除く。)

処置室名	室面積	処置室名	室面積
	m2		m2

18 歯科治療室

歯科治療室名	室面積	歯科治療室名	室面積
	m2		m2

19 歯科技工室

室面積	構造設備の概要	防じん設備
m2		

20 臨床検査施設その他の検査試験研究施設

名称	室面積	設備等概要	名称	室面積	設備等概要
	m2			m2	

21 調剤所

室面積	採光の状況	換気の状況	冷暗所の有無	給水箇所	備付天びん
m2					感量 10mg 台 500mg 台

22 手術室及び準備室

	面積	構造設備							
		手術台	床	壁	天井	照明	暖房	滅菌手洗い設備	防爆設備
手術室	m2	台							
準備室									

23 分べん室及び新生児入浴施設

分べん室		新生児入浴設備	
室面積	構造設備	室面積	構造設備
m2		m2	

24 消毒施設

室面積	消毒室の構造概要	消毒方法及び設備
m2		

25 洗濯施設

室面積	洗濯室の構造概要	洗濯設備
m2		

26 放射線関係設備の概要

エックス線装置	固定・携帯の別	用途 (撮影、治療一般、歯科)	の別	製作者名	型式	台数	定格出力の管電圧
						台	kVp
エックス線診察室	室面積	室内の構造概要		操作室面積	暗室		
	m2			m2	面積	設備	
					m2		

27 給食施設

調理室面積	床構の造	採光通風の状況	食器消毒設備	食器洗浄設備	手洗い設備	配ぜん室の有無
m2					有 無	有 無

28 機械換気設備

感染症室、結核病室又は 病理細菌検査室の換気系統	
-----------------------------	--

29 給水施設

水道・井戸の別	市町村水道 ・ 井 戸 ・ その他()
---------	----------------------

30 汚物処理施設

構 造 概 要			結核病室のある場合は、喀たんの処理施設又は処理方法
焼 却 炉	浄 化 槽	そ の 他	

31 便所及び便槽

設 置 場 所	水洗・くみ 取りの別	職員・患者 の別	男女別	床 の 構 造

32 暖房施設

施 設 名	診 察 室	処 置 室	病 室	エックス 線 室	手 術 室	分 べ ん 室	新 生 児 入 浴 施 設
暖 房 方 法							

33 その他の施設

施設名	処置場所	面積	施設名	設置場所	面積
看護師室		m2	浴室	患者用	m2
事務室				職員用	
院長室			待合室		

34 消火用機械又は器具

建物別	階別	消火栓、スプリンクラー、消火器等の別	設置箇所数	建物別	階別	消火栓、スプリンクラー、消火器等の別	設置箇所数

35 オンライン診療の実施の有無

有・無

添付書類

- (1) 開設者及び管理者については、免許証の写し及び履歴書、診療に従事する医師、歯科医師及び助産師については、免許証の写し
- (2) 敷地平面図、敷地周囲の見取図及び建物平面図(建物平面図には、各室の用途を明示すること。)

第6号様式の次に次の1様式を加える。

第6号様式の2（第2条関係）

年 月 日

郡山市保健所長

設置者 住 所
氏 名
(法人については、主たる事
務所の所在地、名称並びに
代表者の職及び氏名)

オンライン診療受診施設設置届

下記のとおり、オンライン診療受診施設を設置したので届け出ます。

記

- 1 施設の名称 (電話) — —
- 2 設置の場所
- 3 敷地の面積及び平面図
- 4 建物の構造概要及び平面図
- 5 設置年月日
年 月 日

添付書類

法人の場合は、定款、寄付行為又は条例

(備考)

車両を届け出る場合、それぞれの欄には以下の内容を記載すること。

- 1 「設置の場所」の欄については、当該車両が日常的に駐車している場所及び巡回予定地区を記載すること。また、届出は巡回する地区を管轄する都道府県、保健所設置市又は特別区に提出すること。
- 2 「敷地の面積及び平面図」の欄については、記載は不要であること。
- 3 「建物の構造概要及び平面図」の欄については、当該車両の車種、車名及び車両番号を記載すること。

第7号様式の次に次の1様式を加える。

年 月 日

郡山市保健所長

設置者 住 所
氏 名
(法人については、主たる
事務所の所在地、名称並び
に代表者の職及び氏名)

オンライン診療受診施設設置届出事項の変更届

下記のとおり、オンライン診療受診施設設置届出事項の一部を変更したので届け出ます。

記

1 名 称

2 所在地

3 変更の理由及び年月日

(1) 変 更 理 由

(2) 変更年月日 年 月 日

4 変更した事項

(1) 変更前

(2) 変更後

第8号様式の次に次の1様式を加える。

第8号様の2（第2条関係）

年 月 日

郡山市保健所長

設置者 住 所
氏 名
（法人については、主たる
事務所の所在地、名称並び
に代表者の職及び氏名）

オンライン診療受診施設休止・廃止（再開）届

下記のとおり、オンライン診療受診施設を休止・廃止（再開）したので届け出ます。

記

1 名 称

2 所在地

3 休止・廃止（再開）の理由

4 休止・廃止（再開）の年月日 年 月 日

5 休止の予定期間 年 月 日から 年 月 日

第9号様式を次のように改める。

第9号様式（第2条関係）

年 月 日

郡山市保健所長

届出者 住 所
氏 名
死亡（失踪）者との続柄

病院・診療所・助産所開設者死亡（失踪）届

下記のとおり、開設者が死亡した（失踪宣告を受けた）ので届け出ます。

記

1 名 称

2 所在地

3 開設者の氏名

4 死亡（失踪）年月日 年 月 日

添付書類

開設者の死亡（失踪）を証する書類の写し

備考

届出者は、戸籍法（昭和22年法律第224号）の規定による死亡又は失踪の届出義務者とする。

第9号様式の次に次の1様式を加える。

第9号様式の2（第2条関係）

年 月 日

郡山市保健所長

届出者 住 所
氏 名
死亡（失踪）者との続柄

オンライン診療受診施設設置者死亡（失踪）届

下記のとおり、オンライン診療受診施設の設置者が死亡した（失踪宣告を受けた）ので届け出ます。

記

- 1 設置者の氏名
- 2 設置者の住所
- 3 オンライン診療受診施設の名称
- 4 オンライン診療受診施設の設置場所
- 5 死亡（失踪）年月日 年 月 日

添付書類

設置者の死亡（失踪）を証する書類の写し

備考

届出者は、戸籍法（昭和22年法律第224号）の規定による死亡又は失踪の届出義務者とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に提出されている改正前の郡山市医療法施行細則の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、改正後の郡山市医療法施行細則の様式によるものとみなす。

3 この規則の施行の際現に旧様式の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。